附　則

1　この省令は、平成二十三年四月一日から施行する。

2　公害の防止に関する事業に係る国の財政上の特別措置に関する法律の一部を改正する法律による改正前の公害の防止に関する事業に係る国の財政上の特別措置に関する法律（昭和四十六年法律第七十号）第二条第三項第四号に掲げる公害防止対策事業に係る経費のうち平成二十二年度までの予算に係るもので平成二十三年度以降に繰り越されたものについては、この省令による廃止前の公害の防止に関する事業に係る国の財政上の特別措置に関する法律施行令第五条第二項の額の算定に関する省令の規定は、なおその効力を有する。

○法務省令第七号

法務省設置法（平成十一年法律第九十三号）及び法務省組織令（平成十二年政令第二百四十八号）を実施するため、法務省組織規則の一部を改正する省令を次のように定める。

平成二十三年三月三十一日

法務大臣　江田　五月

法務省組織規則の一部を改正する省令

法務省組織規則（平成十三年法務省令第一号）の一部を次のように改正する。

第七条第二項中「登記特別会計の運用に係る」を削る。

第十四条の見出しを「（社会復帰支援室及び保護調査官）」に改め、同条第一項中「更生保護振興課に、」の下に「社会復帰支援室及び」を加え、同条中第二項を第四項とし、第一項の次に次の二項を加える。

2　社会復帰支援室は、更生保護に関する各種団体との連絡調整に関する事務のうち犯罪をした者及び非行のある少年の円滑な社会復帰を支援するための住居及び就業先の確保その他生活基盤の確立に係るものの企画及び調整に関する事務をつかさどる。

3　社会復帰支援室に、室長を置く。

附則第三項を削る。

附　則

この省令は、平成二十三年四月一日から施行する。

○法務省令第八号

法務省設置法（平成十一年法律第九十三号）第十八条第四項、第十九条第二項及び第二十条第二項並びに法務省組織令（平成十二年政令第二百四十八号）第六十九条第三項の規定に基づき、法務局及び地方法務局組織規則の一部を改正する省令を次のように定める。

平成二十三年三月三十一日

法務大臣　江田　五月

法務局及び地方法務局組織規則の一部を改正する省令

法務局及び地方法務局組織規則（平成十三年法務省令第十一号）の一部を次のように改正する。

第三十四条第三項中「岐阜地方法務局」の下に「、津地方法務局」を、「岡山地方法務局」の下に「、松山地方法務局」を、「次席登記官（」の下に「水戸地方法務局、」を加える。

第四十二条第二項中「岐阜地方法務局」の下に「、津地方法務局」を、「岡山地方法務局」の下に「、松山地方法務局」を加える。

第四十二条の二中「さいたま地方法務局」を「水戸地方法務局、さいたま地方法務局」に改める。

第四十八条第一項、同条第二項及び同条第三項中「東京法務局八王子支局」の下に「、同府中支局」を、「大阪法務局堺支局」の下に「、同東大阪支局」を加える。

第五十一条第一項中「七百九十九人」を「八百四人」に改める。

第五十二条第一項中「三百六十六人」を「三百八十人」に改める。

別表第二中

青森地方法務局	十和田支局
盛岡地方法務局	水沢支局

を

青森地方法務局	十和田支局
盛岡地方法務局	

に、

福島地方法務局	いわき支局
東京法務局	府中支局

を

福島地方法務局	いわき支局
	さいたま地方法務局

に、

さいたま地方法務局	越谷支局
さいたま地方法務局	久喜支局

を

大阪法務局	富田林支局
大阪法務局	東大阪支局

に改める。

附　則

この省令は、平成二十三年四月一日から施行する。

○法務省令第九号

法務省設置法（平成十一年法律第九十三号）第九条第三項の規定に基づき、刑務所、少年刑務所及び拘置所組織規則の一部を改正する省令を次のように定める。

平成二十三年三月三十一日

法務大臣　江田　五月

刑務所、少年刑務所及び拘置所組織規則の一部を改正する省令

刑務所、少年刑務所及び拘置所組織規則（平成十三年法務省令第三号）の一部を次のように改正する。

第三条第一項の表中

札幌刑務所	千葉刑務所	名古屋刑務所	広島刑務所	福岡刑務所	川	
越少年刑務所						

を

札幌刑務所	千葉刑務所	名古屋刑務所	広島刑務所	福岡刑務所	川	
越少年刑務所						

に改め、同表刑務所等の名称の欄中「横浜刑務所　京都刑務所」を

総務部　医務部	処遇部　分類審議室　教育部

を

総務部　医務部	処遇部　分類審議室　教育部
総務部　育部	処遇部　医務部　分類教　国際対策室

に改め、同表刑務所及び大阪刑務所」を「国際対策室が置かれる刑務所等」に改める。

「京都刑務所」に改める。

第十条第五号中「福島刑務所、府中刑務所及び大阪刑務所」を「国際対策室が置かれる刑務所等」に改める。

第十一条第一項中「各処遇部」の下に「（加古川刑務所を除く。）」を加え、「美祢社会復帰促進センターの矯正処遇部に」を「加古川刑務所の処遇部及び美祢社会復帰促進センターの矯正処遇部にそれぞれ」に改め、同条第二項の表刑務所等の名称の欄中「美祢社会復帰促進センター」を「加古川刑務所　美祢社会復帰促進センター」に改める。

第三十一条第一項中「六百二十九人」を「六百三十六人」に改める。

附　則

この省令は、平成二十三年四月一日から施行する。